入札公告の訂正

平成21年10月８日の（号外政府調達第185号）掲載の海上保安庁について、次のとおり訂正します。

平成21年10月20日

支出負担行為担当官

海上保安庁次長　久保　成人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

10ページ３段目　２訂正内容中、①「平成21年10月20日10時00分」を「平成21年11月10日10時30分」に、②「平成21年10月20日10時30分」を「平成21年11月10日11時00分」に、③「平成21年10月20日13時30分」を「平成21年11月10日16時00分」に、④「平成21年10月20日　①11時00分　②11時30分　③13時00分」を「平成21年11月10日　①13時00分　②14時00分　③14時30分」に訂正します。

入札公告の訂正

平成21年９月25日（号外政府調達第176号・16ページ）掲載の入札公告について、次の通り訂正します。

平成21年10月20日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構

鹿児島医療センター院長　山下　正文

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　46

１の⑷「納入期限　平成22年１月31日」を「納入期限　平成22年４月30日」に、５の⑷「Delivery period : January 31, 2010」を「Delivery period : April 30, 2010」にそれぞれ訂正いたします。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年10月20日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長　佐藤　昌志

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第６号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　一般国道231号　石狩市　新送毛トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道石狩市

⑷　工事内容　工事延長：Ｌ＝3,200ｍ、トンネル延長：Ｌ＝2,995m、最大内空断面積（ＤＩ－ｂ）非常駐車帯を除く：Ａ＝56.8㎡、掘削延長：Ｌ＝2,980ｍ、覆工延長：Ｌ＝2,980m、坑門工：Ｎ＝２基、土工：Ｎ＝１式、法面工：Ｎ＝１式

⑸　工期　平成24年３月23日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：Ｖ　20,800㎥（覆工、純体積）、鉄筋：Ｗ　13ｔ、ロックボルト：Ｎ　45,900本、鋼製支保材：Ｎ　1,800基（Ｗ＝800ｔ）、吹付コンクリート：Ｖ　14,300㎥（余吹、はね返り含む）

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、工事の監督及び検査において、「施工プロセスを通じた検査実施要領（案）」に基づき、品質検査員が段階確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。

⒀　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が1,070点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経常事項評価点数が1,070点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成６年度以降に、下記アの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、下記イの要件を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積50㎡以上かつ施工延長1,400ｍ以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

イ　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現在他の工事に従事している場合、入札執行日からおおむね７日以内に当該工事に配置できる技術者であること。ただし、請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。また、配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。